



全社高障福発第 73 号③

日本セルフ発第 54 号③

令和 3 年 5 月 27 日

都道府県・指定都市 障害保健福祉部（局）長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会

会長 阿由葉 寛

認定特定非営利活動法人日本セルフセンター

会長 高江 智和 理

<公印略>

**「優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）
の普及・啓発及び活用促進について**

～6月27日は「優先調達推進法の日」、6月20日～7月20日は「優先調達推進法月間」です～

平素より両会事業の推進につきまして、ご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、全国社会就労センター協議会及び日本セルフセンターでは、**優先調達推進法の公布日である6月27日を「優先調達推進法の日」、6月20日から7月20日までの1か月間を「同月間」として、優先調達推進法の活用や法の精神について考える契機とするべく、周知・広報に務めて参りました。**

本年度も、「優先調達推進法の日・月間」を同法の普及・啓発および一層の活用につなげるべく、全国の自治体関係者に対して周知・広報を継続していくこととしております。

つきましては、貴管下市町村関係部課への優先調達推進法の一層のご活用について周知方ご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、優先調達推進法に基づく国の機関等の令和元年度調達実績は、193.34 億円と前年度比で15 億円余りの増加となりました。これは、各府省庁等と障害者就労施設等の「橋渡し」をする取組として行われた「障害者優先調達情報交換会」（令和元年10月開催）による効果が大きいと考えられます。各都道府県におきましても、同様の「情報交換会」の設置をご検討いただきますようお願い申し上げます。

※ 関連ポスターとパンフレットを各1部同封いたします。ご入り用であれば、必要部数を提供いたしますので下記問合せ先にご連絡ください。

<お問い合わせ先（事務局）>

全国社会就労センター協議会（セルフ協）事務局〔担当：寺西、中川、薄井〕

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL：03-3581-6502／FAX：03-3581-2428／E-mail：selp@shakyo.or.jp

【セルフ協 HP】 <https://www.selp.or.jp/>

（「優先調達推進法」の周知・啓発に向けて、関連情報を掲載いたしますので、ご活用ください。）